

### 3 消防力の現況

消防力の現況については、平成 19 年 2 月に実施した消防力、組織・職員、消防財政等の各項目を内容とする「消防本部の広域化に関する実態調査」(平成 18 年 4 月 1 日現在) の結果に基づき各分野において分析、検討を行った。

以下「4 消防本部の財政、人事管理の状況」、「5 消防需要の変化」のデータも同様である。

なお、集計の区分としては、今回の市町村消防の広域化の目標指標が管轄人口であったことから、平成 18 年 4 月 1 日現在の各消防本部の管轄人口を用いることにより、A = 10 万人以上、B = 5 万人以上 10 万人未満、C = 5 万人未満に区分して作成した。(表 6 「管轄人口別区分」参照)

表 6 管轄人口別区分

区分	消防本部名	管轄人口	職員数	構成市町村数
A	鹿児島市消防局	604,367	472	1 市単独
	大隅肝属地区消防組合	147,441	153	1 市 4 町
	霧島市消防局	127,309	176	1 市単独
	薩摩川内市消防局	102,370	152	1 市単独
B	大隅曾於地区消防組合	96,468	111	2 市 1 町
	大島地区消防組合	79,034	142	1 市 3 町 2 村
	姶良郡西部消防組合	74,840	87	3 町
	指宿地区消防組合	60,948	92	1 市 1 町
	出水市消防本部	57,907	71	1 市単独
	枕崎地区消防組合	57,388	104	1 市 2 町
	日置市消防本部	52,411	67	1 市単独
C	熊毛地区消防組合	47,904	88	1 市 4 町
	大口市外四町消防組合	44,065	78	1 市 2 町
	南さつま市消防本部	37,504	74	1 市単独
	阿久根地区消防組合	37,030	61	1 市 1 町
	いちき串木野市消防本部	32,993	48	1 市単独
	徳之島地区消防組合	27,167	49	3 町
	さつま町消防本部	25,688	42	1 町単独
	沖永良部与論地区広域事務組合	20,282	37	3 町
	垂水市消防本部	18,928	40	1 市単独
合 計		1,753,179	2,144	17 市 28 町 2 村

注 1 管轄人口は平成 17 年国勢調査

2 枕崎地区消防組合と南さつま市消防本部が平成 19 年 4 月 1 日に広域化(合併)し、現在は南薩地区消防組合となっている。

## (1) 人口比に見る消防職員数

### ① 現状

県内の消防職員数は 2,144 人であり、平成 8 年 4 月 1 日現在の 1,993 人に比べ 151 人増加している。人口 1,000 人当たりの消防職員数は、全国平均は 1.21 人に対し、県平均は 1.22 人で、全国平均とほぼ同じである。

### ② 課題

消防本部の規模別では、人口 1,000 人当たりの消防職員数は小規模消防本部ほど多くなっているが、面積が広大であるなど地理的な特性から効率的な職員配置が難しい状況にある。(表 7 「人口 1,000 人当たりの消防職員数」参照)

また、人口が減少傾向にある一方で、消防需要は増大してきており、人件費等の財政負担割合は大きくなることが予想され、消防体制の維持に、今後支障を生じるおそれがある。

表 7 人口 1,000 人当たりの消防職員数 (単位：人)

区分	A	B	C	県平均	全国平均
平成 18 年度	0. 97	1. 41	1. 77	1. 22	1. 21

## (2) 消防ポンプ自動車・救急自動車の整備状況

### ① 現状

消防ポンプ自動車や救急自動車は、消防本部の規模によって所有する台数に差があるものの、市町村の定める消防力の整備基準に対する充足率でみると、消防本部の規模にかかわらず整備されている。(表 8 「消防ポンプ自動車・救急自動車の整備状況」参照)

また、救急自動車については、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、高規格救急自動車が整備されてきている。

### ② 課題

小規模消防本部においては、増大する消防需要等に対応するための車両の整備に限界があるため、特に高額な高規格救急自動車は整備が進んでいない状況にある。

表 8 消防ポンプ自動車・救急自動車の整備状況

区分	A	B	C	県平均	全国平均
ポンプ車台数	11.5 台	4.9 台	3.7 台	5.7 台	9.4 台
ポンプ車充足率	86.8 %	87.2 %	100.0 %	90.4 %	96.0 %
救急車台数	9.3 台	5.3 台	3.4 台	5.3 台	6.9 台
救急車充足率	105.7 %	94.9 %	100.0 %	100.0 %	97.3 %

### (3) 特殊車両等の整備状況

#### ① 現状

都市化の進展、建築物の高層化、危険物施設の増加に伴い、はしご車、化学車等の特殊車両の整備が必要であるが、小規模消防本部においては、特殊車両の充足率が低く、特に高額なはしご車、化学車は整備が進んでいない。(表9「特殊車両の整備状況」参照)

#### ② 課題

財政基盤の弱い小規模消防本部においては、使用頻度の少ない特殊車両の整備は、大きな財政負担や投資の面からその必要性について関係機関等の理解を得にくく、財源の確保が困難である。

表9 特殊車両の整備状況

区分		A	B	C	県平均	全国平均
はしご車	台数	2.3台	0.9台	0.3台	0.9台	1.6台
	充足率	112.5%	60.0%	37.5%	69.2%	88.0%
化学車	台数	1.3台	1.0台	0.2台	0.7台	1.3台
	充足率	100.0%	53.8%	20.0%	50.0%	87.9%
救助工作車	台数	1.8台	1.1台	1.0台	1.2台	1.5台
	充足率	77.8%	100.0%	90.0%	88.9%	87.1%

### (4) 予防業務の状況

#### ① 現状

都市化の進展、産業活動の高度化等による社会構造の変化に伴い、防火対象物の数は年々増加し、消防本部の予防事務量も増大している。また、社会構造の変化により予防業務の内容も高度化、複雑化しており、これらの消防需要に対応できる専門職員の育成が必要となっている。(表10「防火対象物数の状況」参照)

また、火災予防については、建物火災の約6割が住宅火災で、建物火災の死者の約9割が住宅火災により発生しており、住宅火災の予防について、防火安全対策の充実に努め、住民の防火意識の高揚、住宅用火災警報器の設置促進を図る必要がある。

#### ② 課題

防火対象物の増加等に伴い、予防業務に対する需要も今後ますます高まることが予想されるが、予防業務の専門職員の育成は、業務の専任化がある程度進んでいる大規模消防本部では可能であるが、小規模消防本部においては複数の業務を兼務している職員が多く、継続的かつ専門的な予防業務の遂行が難しいため、専門職員の育成は進まない状況にある。(表11「予防業務担当職員数(1本部平均)の状況」参照)

また、住宅防火対策の充実を図るために、高度かつ専門的な知識、技術を習得した職員を配置する必要があるが、小規模消防本部においては人的な制約から十分な対応が困難となっている。

表10 防火対象物数の状況 (各年度末現在)

区分	防火対象物数
平成6年度	42,351
平成18年度	53,499

表11 予防業務担当職員数（1本部平均）の状況 (単位：人)

区分	A	B	C	県平均
専任職員数	12.5	2.7	0.7	3.8
兼任職員数	1.0	7.3	5.8	5.4
計	13.5	10.0	6.4	9.1
専任比率	92.6%	27.1%	10.3%	41.2%

## (5) 救急業務の状況

### ① 現状

救急業務に対する需要は、交通事故の増加、高齢化の進展、疾病構造の変化等により年々増加し、救急業務の高度化が急務となっており、このような状況の中で救命率の向上を図るには、救急救命士の養成や救急隊員に対する教育訓練の充実、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備が不可欠となっている。

また、救急業務の高度化は、各消防本部において現在取組がなされているが、小規模消防本部では、人的、財政的な理由から取組が遅れており、ますます高まる救急業務の需要や住民の期待に応えられない状況にある。

### ② 課題

救急救命士に対する指示体制の整備を含めた医療機関との連携の強化も必要であるが、救急業務の高度化を推進するに当たり、次のような課題がある。

#### ア 救急隊員の専任化

救急業務の高度化を図るために、高度な専門知識と常時対応できる体制の確保が必要であることから、救急隊員の専任化が要件となるが、小規模消防本部は人員的な余裕がないため、複数の業務を兼務している職員が多く専任化が遅れている。(表12「救急隊及び隊員数（1本部平均）の状況」参照)

表12 救急隊及び隊員数（1本部平均）の状況 (単位：隊，人)

区分	A	B	C	県平均
救急隊数	9.0	5.3	3.4	5.2
隊員数	専任	36.8	13.4	0.9
	兼任	29.0	39.3	41.8
	計	65.8	52.7	42.7
専任比率 (%)	55.9 %	25.5 %	2.1 %	24.5 %

#### イ 救急救命士の養成

救急救命士の養成には、救急振興財団研修所での約6か月間の研修が必要であるが、小規模消防本部においては、職員数が少ない中で、複数の業務を兼務している職員が多くいため長期にわたる研修への派遣は人的な負担が大きく、計画的な養成ができない状況にある。(表13「救急救命士の資格者数（1本部平均）の状況」参照)

表13 救急救命士の資格者数（1本部平均）の状況 (単位：人)

区分	A	B	C	県平均
救急救命士数	25.3	13.4	8.2	13.5

### (6) 救助業務の状況

#### ① 現状

救助業務については、事故・災害の多様化や建築物の高層化・複雑化等に伴い、その需要が高まって来ており、救助業務の内容もより高度なものが求められ、救助隊及び救助隊員の専任化や救助用資機材等の整備が必要となってきているが、本県の救助隊及び救助隊員で、専任化されているのは主に都市部の消防本部であり、全体的に専任化が進んでいない。(表14「救助隊及び隊員数（1本部平均）の状況」参照)

また、救助の出場件数及び活動件数については、小規模消防本部ほど少なくなっている。(表15「救助出場件数及び活動件数（1本部平均）の状況」参照)

#### ② 課題

救助業務については、小規模消防本部ほど職員の絶対数が少なく、救助隊及び救助隊員の専任化は困難な状況で、救助工作車・資機材の整備も進んでいない消防本部もあり、救助業務の需要への対応が困難な状況にある。

表14 救助隊及び隊員数（1本部平均）の状況 (単位：隊，人)

区分		A	B	C	県平均
隊数	専任	1. 3	0. 6	0. 0	0. 5
	兼任	1. 3	0. 6	1. 1	1. 0
	計	2. 5	1. 1	1. 1	1. 4
隊員数	専任	16. 0	6. 9	0. 0	5. 6
	兼任	7. 3	4. 7	14. 4	9. 6
	計	23. 3	11. 6	14. 4	15. 2
専任比率 (%)	68.8 %	59.3 %	0.0 %	36.8 %	

表15 救助出場件数及び活動件数（1本部平均）の状況

区分	A	B	C	県平均
①出場件数	144. 5	63. 9	25. 8	62. 9
②活動件数	82. 0	24. 9	9. 7	29. 5
③活動率②／①	56.7 %	38.9 %	37.5 %	46.9 %

## 4 消防本部の財政、人事管理の状況

### (1) 市町村の一般会計に占める消防費の割合等

#### ① 現状

市町村の一般会計に占める消防費の割合及び住民一人当たりの消防費については、小規模消防本部ほど大きくなっている。

#### ② 課題

将来的に消防需要の高度化に伴う資機材の整備や職員の増員等による財政負担の増加が予想されるため、財政面での運営に支障を来すおそれがある。(表 16 「市町村の一般会計に占める消防費の割合等」参照)

なお、地方交付税の消防費の基準財政需要額を常備消防費が上回っている消防本部においては、構成市町村の財政を圧迫するおそれがあるので、広域化の検討の中で負担金のあり方等について、構成市町村間で協議を進め改善を図る必要がある。(表 17 「消防費の基準財政需要額に対する常備消防費の割合」参照)

表16 市町村の一般会計に占める消防費の割合等

(平成17年度決算)

区分	A	B	C	県平均
消防費の割合	3.0%	4.0%	3.9%	3.5%
住民一人当たりの消防費	11,562円	14,256円	16,564円	11,967円

表17 消防費の基準財政需要額に対する常備消防費の割合

(平成17年度)

区分	A	B	C	県平均
常備消防費の割合	74.8%	91.3%	98.6%	84.5%

### (2) 消防職員の採用

#### ① 現状

過去5年間の採用試験倍率は、年度によってバラツキがあるものの、都市部の消防本部においては高い倍率である一方、小規模消防本部ほど倍率が低くなる傾向にあり、年度によっては採用がない場合もある。(表 18 「年度別採用試験倍率の推移」参照)

#### ② 課題

消防職員の採用については、小規模消防本部は大規模消防本部に比べ、比較的応募が少ない状況にあるので、計画的に採用を行うなど、優秀な人材の確保を図る方策の検討が必要である。

表18 年度別採用試験倍率の推移

(単位：倍)

区分	A	B	C	県平均
平成14年度	32.6	18.4	14.0	25.8
平成15年度	29.7	40.5	16.5	30.2
平成16年度	52.8	16.1	14.2	25.7
平成17年度	23.1	23.0	7.3	22.2
平成18年度	24.8	11.7	6.9	17.7

### (3) 消防職員の増員計画

#### ① 現状

各消防本部においては、専任体制の推進、勤務条件の改善など組織体制の強化を図るため、現在及び将来において職員の増員を計画している。(表19「消防職員の増員計画(予測)」参照)

#### ② 課題

職員の増員は大きな財政負担を伴うため、財政基盤の弱い小規模消防本部においては、人件費の増大等、財政を圧迫し、運営に支障を来すことが懸念される。

表19 消防職員の増員計画(予測)

(単位：人)

区分	A	B	C	県平均
平成18年度現員	953	674	517	2,144
平成28年度予測	978	685	524	2,187
増員数	25	11	7	43
増加率	2.6%	1.6%	1.4%	2.0%

### (4) 消防職員の年齢構成及び平均年齢

#### ① 現状

消防職員の年齢構成は、都市部の消防本部の方がより年齢層の偏りがなく、バランスがとれている状況にある。消防職員の平均年齢については、平成8年度の県平均36.9歳から、平成18年度には40.8歳となっており、高年齢化は確実に進行している。(表20「消防職員の年齢構成及び平均年齢」参照)

職員の高年齢化については、「消火活動における持続力の低下」、「技術革新(OA化等)に対応しにくい」、「人件費を圧迫する」といった問題が出てきており、各消防本部では、高年齢化対策として、「体力増強器具の整備」などによる体力増強対策、「消防活動資機材の軽量化・動力化」などによる技術革新・業務の高度化対策、「年齢の偏差を考慮した人員配置、構成市町村との人事交流」などの人員配置・待遇等の対策を実施している。

## ② 課題

消防職員の高年齢化は消防活動に直接的な影響を及ぼすため、職員の適正な配置、資機材の軽量化及び人事交流による組織の若返り等の高年齢化対策に早急な取組が必要であるが、小規模消防本部は、円滑な人事異動や中高年層の職員に適したポストの確保が難しい状況にある。

表20 消防職員の年齢構成及び平均年齢

(単位：%)

区分	A	B	C	県平均
~29	24.4	17.2	18.0	20.6
30~39	24.7	31.3	28.2	27.6
40~49	21.4	23.0	25.6	22.9
50~	29.5	28.5	28.2	28.9
平均年齢	40.2	40.6	41.2	40.8

## (5) 消防職員の昇任

### ① 現状

消防職員の昇任については、20消防本部のうち14本部が昇任試験を実施している。昇任試験を実施している消防本部は、都市部の消防本部が全て実施しており、小規模消防本部ほど実施率が低くなっている。昇任試験を実施していない理由としては、「主に勤務評定に基づき昇任させている」、「年功序列の昇任を採用している」などが上げられている。(表21「消防職員の昇任試験の実施状況」参照)

### ② 課題

小規模消防本部は組織が小さく職員数が少ないため、昇任やポストの問題を組織内で解決することは難しい状況にある。

表21 消防職員の昇任試験の実施状況

区分	A	B	C	県平均
昇任試験実施率	100.0 %	71.4 %	55.6 %	70.0 %

## (6) 消防職員の勤務状況

### ① 現状

消防職員の勤務状況については、1週40時間体制の導入後、勤務時間の短縮に伴い、出動体制や当務人員数に影響が出ており、「初動人員が減少した」、「年休取得が難しくなった」、「時間外勤務が増加した」等の職員からの意見がある。特に、小規模消防本部においては、「教育等の派遣人員が減少した」、「同時多発災害について対応が難しくなった」などの職員の意見が出てきている。

このような状況に対して、各消防本部では「出動体制の見直し」、「事務の見直し（OA化）」、「消防諸行事の見直し」等、業務の合理化、効率化を図っているが、各消防本部においては「職員の増員」が、極めて困難な現状にあるため、各職員の負担が増大している状況にある。

また、延べ研修等日数の状況については、小規模消防本部では職員の兼務率が高いため、より多くの研修を受ける必要があるが、研修等日数は少なく、十分な教育、研修を受けることができない状況にある。（表22「延べ研修等日数」参照）

## ② 課題

各消防本部における職員の兼務率は、小規模消防本部ほど高く、業務の専任化が図られない状況下では、高度化する予防・救急業務などの新しい消防需要への対応は困難になっている。（表23「消防職員の兼務率」参照）

消防の各業務の高度化、専任化により、専門的知識や技術の習得を図るためには、必要な研修等が受けられる体制づくりが必要である。

表22 延べ研修等日数

（単位：日）

区分	A	B	C	県平均
延べ研修等日数	1, 479	839	550	837

表23 消防職員の兼務率

区分	A	B	C	県平均
兼務率	16.1%	61.9%	87.2%	47.6%

## 5 消防需要の変化

### (1) 火災の発生状況と予防業務の増大

#### ① 現状

本県における火災の発生件数は、平成 10 年に 863 件まで減少したものの、平成 16 年には 1,230 件に達し、それ以降も年間 1,000 件を超える火災が発生しており、(表 24 「火災発生件数」参照) 平成 18 年の人口 1 万人当たりの出火率は、全国平均 4.19 件に対し、本県は 6.09 件で、大幅に上回っており、火災に対する予防・啓発の徹底など早急な対策を講じる必要がある。(表 25 「人口 1 万人当たりの出火率」参照)

また、近年の建物火災の約 6 割が住宅火災であり、建物火災による死者の約 9 割が住宅火災によることなどから、住宅防火対策を講じる必要がある。

表24 火災発生件数

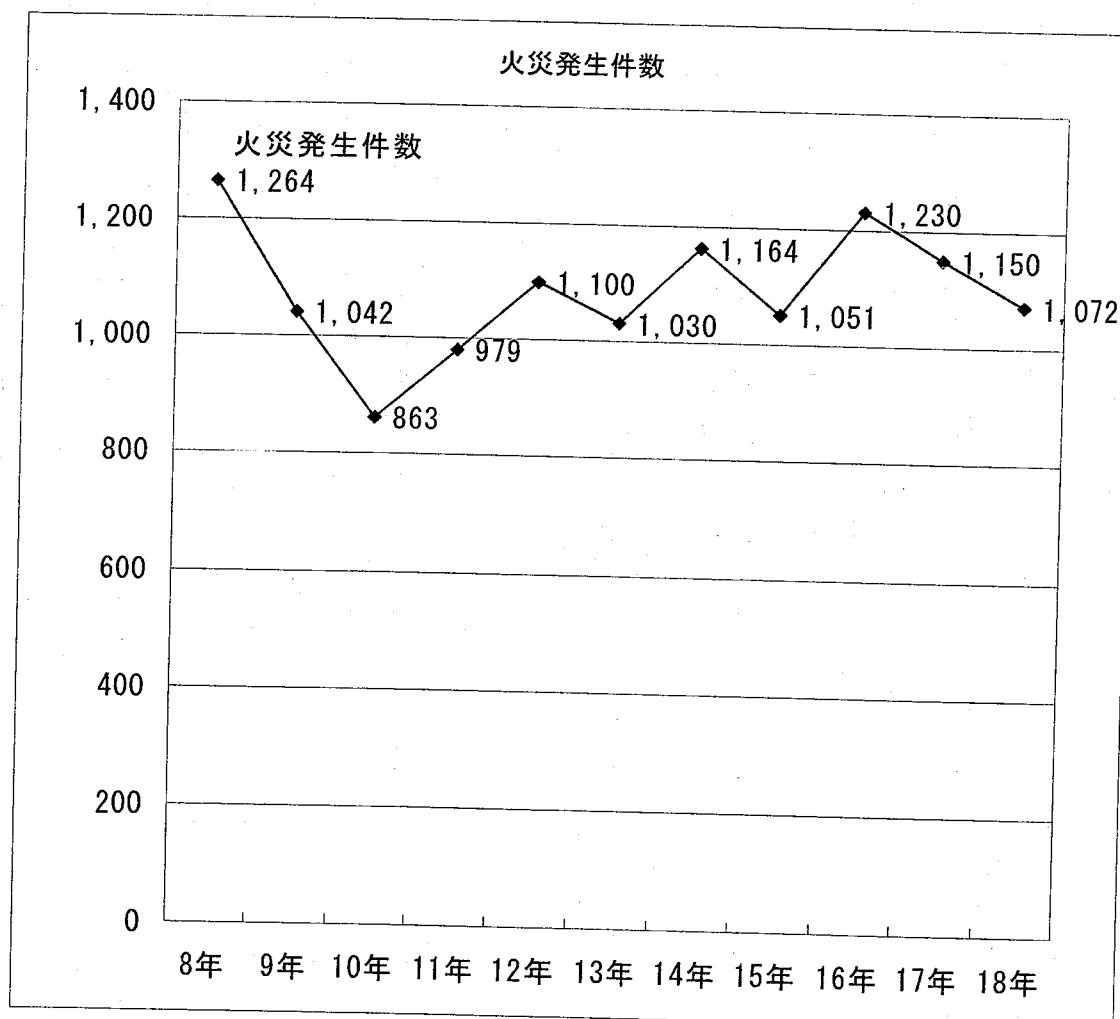
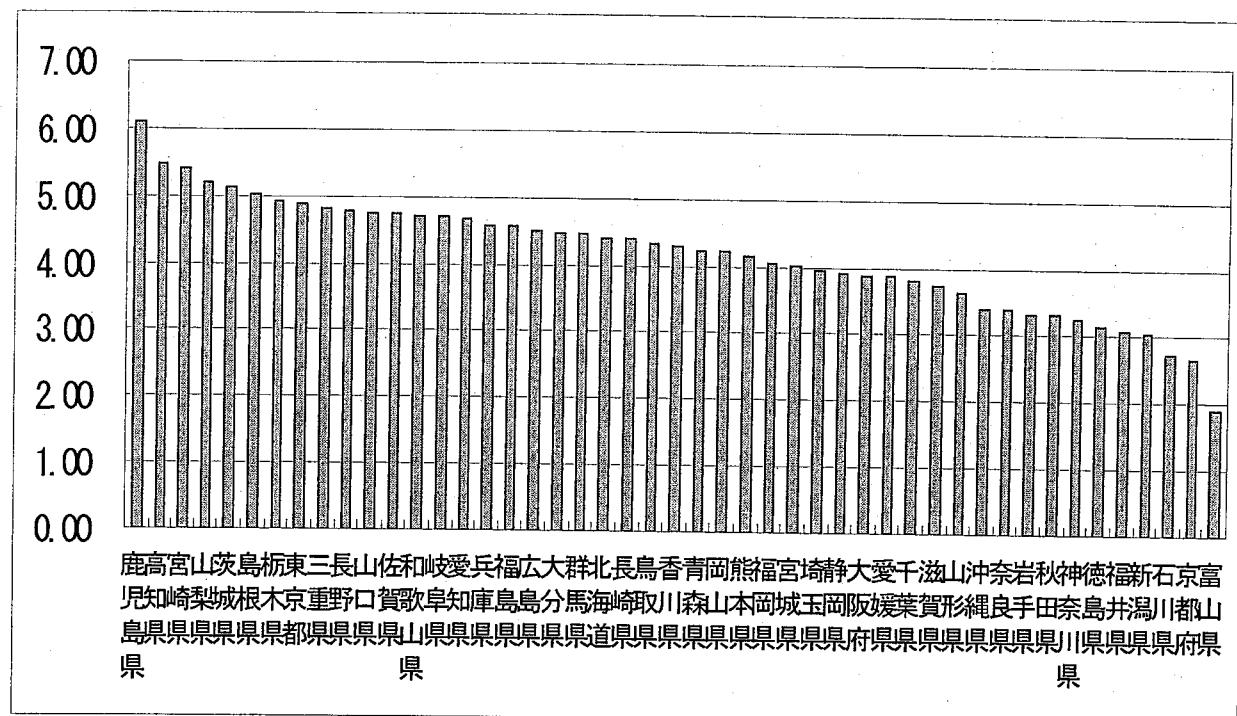


表25 人口1万人当たりの出火率



## ② 課題

火災を発生させないための対策及び発生した場合に被害を最小限にとどめるための施策は、防火対象物に対する査察、危険物施設に対する許可・検査、防火管理者に対する指導、消防設備の設置・維持に対する指導等、火災から住民の生命、身体、財産を守る上で極めて重要であり、広範多岐にわたっている。

このように重要な役割を担う予防業務は、高度かつ専門的な知識を有する火災原因調査や立入検査の専門職員の配置が必要であり、また住宅用火災警報器設置の義務化などにより、ますます業務が増大しているが、小規模消防本部においては、人的余裕がなく、専門的知識の習得も困難な状況で、予防業務に関する指導の充実を図るためにには、計画的にきめ細かい予防業務を実施できるような体制づくりが望まれる。

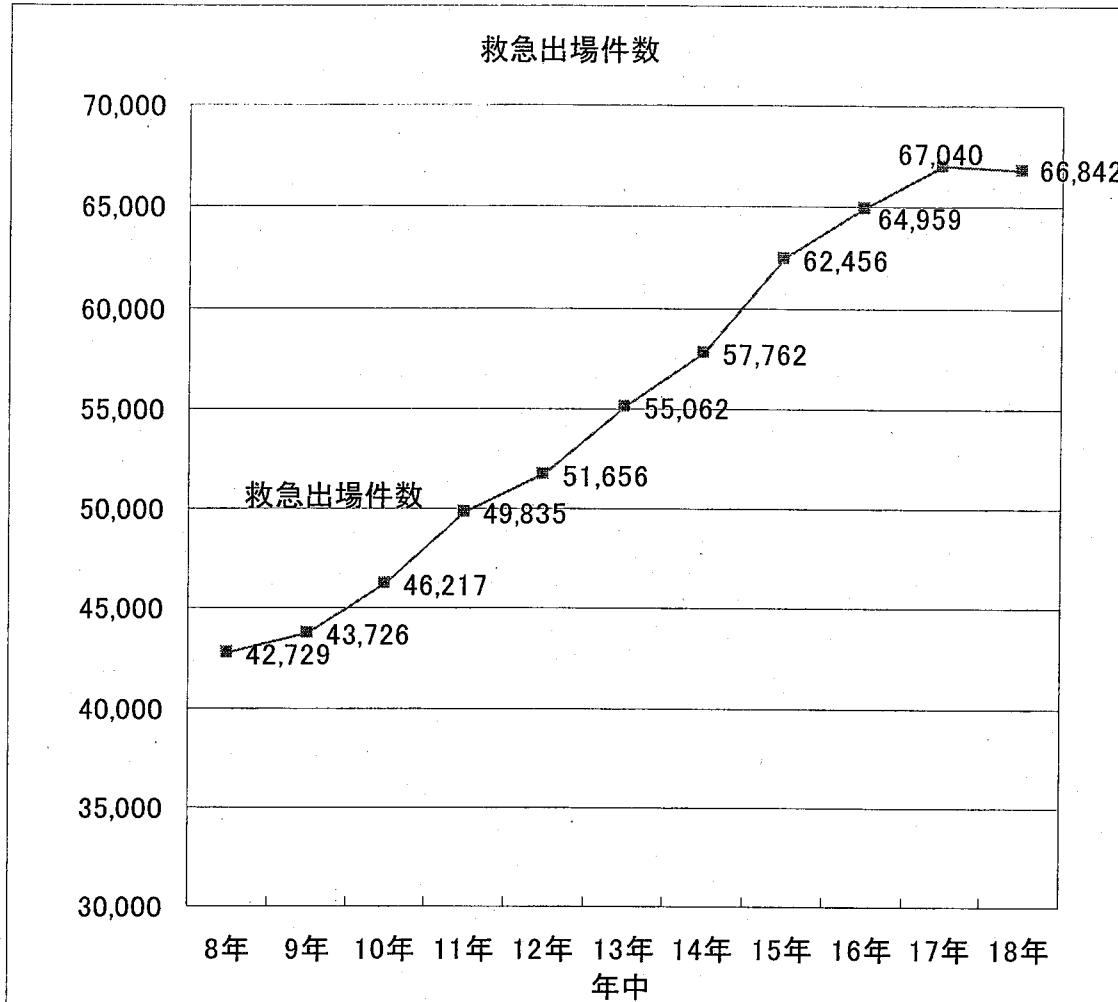
## (2) 救急業務の高度化

### ① 現状

#### (救急出場の増大)

救急隊の活動については、近年、交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疫病構造の変化等により、救急出場の件数が大幅に増加している。平成18年中の本県における救急出場件数は、66,842件で、10年前に比べて24,113件も増加しており、今後ますますこの傾向は顕著になると予想される。(表26「救急出場件数」参照)

表26 救急出場件数



#### (救急隊員の応急処置範囲の拡大)

救急業務の高度化については、プレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実を図るため、平成3年4月に「救急救命士法」が制定された。同年8月には「救急隊員の行う応急処置等の基準」の改正が行われ、消防学校における新たな教育訓練（救急標準課程（平成16年4月1日より救急科に改称）及び救急II課程）を修了した救急隊員については、従来の応急処置に加えて血圧測定、心電図伝送、経鼻エアウエイによる気道確保等の9項目の応急処置範囲が拡大された。

また、救急救命士については、救急救命士制度創設当初から医師の具体的な指示の下「除細動（電気ショック）」「ラリンゲルマスク等の器具による気道確保」及び「静脈路確保のための輸液」を行うことが認められ、さらに、平成14年7月の「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」等により、平成15年4月から救急救命士は医師の包括的指示（具体的指示なし）による除細動の実施が可能となり、平成16年7月からの医師の具体的指示下での気管挿管の実施や、平成18年4月からの医師の具体的指示下での薬剤投与の実施など、処置範

囲の拡大が認められたところである。

救急救命士の処置範囲の拡大については、病院前救護において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障するメディカルコントロール体制の構築が必要とされたことから、平成15年2月に消防機関、救急医療機関、医師会などの構成による鹿児島県救急業務高度化協議会を、同年3月に6地域（薩摩、北薩、姶良・伊佐、大隅、熊毛、大島）に地域救急業務高度化協議会を設置し、本県における救急業務の高度化が図られたところである。

なお、平成19年3月31日現在、全20消防本部で救急救命士の指示なし除細動（包括的指示による除細動）の実施が可能となったほか、16消防本部で医師の具体的指示下での気管挿管の実施、また10消防本部で同じく薬剤投与の実施が、それぞれ可能となっている。（表27「救急業務高度化の推進状況」参照）

表27 救急業務高度化の推進状況

区分	平成18年	平成17年	対前年比較	
			増減数	増減率
救急救命士運用消防本部数	20	19	1	1.05
救急隊員数①	1,224	1,176	48	1.04
うち救急救命士有資格者② (②/① : %)	269 (22.0 %)	238 (20.2 %)	31	1.13
②のうち気管挿管認定者	41	18	23	2.28
②のうち薬剤投与認定者	2	0	2	
うち救急科（救急標準課程）			43	1.05
救急II課程修了者③ (③/① : %)	839 (68.5 %)	796 (67.7 %)		
救急自動車数④	134	130	4	1.03
うち高規格救急自動車⑤ (⑤/④ : %)	41 (30.6 %)	38 (29.2 %)	3	1.08
救急隊数⑥	104	101	3	1.03
うち救急救命士運用隊⑦ (⑦/⑥ : %)	50 (48.1 %)	43 (42.6 %)	7	1.16

## ② 課題

小規模消防本部では、職員数が少なく、複数の業務を兼務している職員が多いことから、救急救命士や気管挿管・薬剤投与のできる救急救命士などの専門職員を研修派遣等により養成することが難しい状況にある。

また、救急業務の高度化に適切に対処していくためには、救急隊員の専任化が必要で、また救急救命士の養成及び資格取得後の医療機関での研修を含めた

救急隊員に対する教育訓練の充実、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材等の整備、受入医療機関の確保と連携強化、住民に対する応急手当の普及啓発等を総合的かつ計画的に実施し、早急に救急体制の充実を図る必要があるが、小規模消防本部においては、人的、財政的な理由から救急体制の充実が図りにくい状況にある。

## ● 広域化の効果

(1) 消防職員については、小規模消防本部は職員数が少なく、複数の業務を兼務している職員が多いことから、火災原因調査や立入検査の専門職員、救急救命士や気管挿管・薬剤投与のできる救急救命士などの専門職員を研修派遣等により養成することが難しい状況にある。

広域化により消防本部の総務部門や通信指令部門の統合を図り、職員の兼務の解消などによる適正な職員数の確保や職員の適正配置を行うことで、業務の効率化や財政負担の増大を抑制することができる。

また、広域化により消防本部の規模が大きくなり、職員数が増えることで、人事交流（異動）が可能となる他、火災予防の専門職員や救急救命士の養成など専門研修への派遣が可能となり、火災予防や救急業務の充実を図ることが期待できる。

(2) 消防体制の基盤強化については、小規模消防本部は予算規模が小さく、高規格救急自動車や特殊車両等の消防資機材の整備に限界があるが、広域化により消防本部全体としての予算規模は大きくなり、消防資機材等の整備を拡充し、消防需要に対応できる出動体制等の整備が期待できる。

(3) 救急業務の高度化については、各消防本部で現在取組が行われているが、小規模消防本部は人的、財政的な理由から救急業務の高度化の取組が遅れており、ますます高まる救急業務の需要や住民の期待に応えられない状況にある。

広域化により計画的な救急救命士の養成や救急隊員の専任化、高規格救急自動車・資機材の整備等、住民サービスのより一層の向上が期待できる。

(4) 救助業務については、小規模消防本部は職員の絶対数が少なく、増員には財政的負担を伴うことから、救助隊及び救助隊員の専任化は困難な状況にあるが、広域化による人員体制の見直し、専任の救助隊の編成、車両・資機材の効率的な運用により、救助業務の需要の増加や高度化に対応することができる。

- (5) 消防財政については、中長期的な財政計画の策定や効率的な財政運営など、消防機関及び構成市町村等の関係者の一層の努力と相互理解により運営されるべきものであるが、広域化を図ることで、スケールメリットを活かした財政基盤の強化がなされ、より効率的な財政運営が可能になるものと考えられる。
- (6) 消防職員の採用試験倍率は、大規模消防本部は比較的高いが、これは管轄人口や管轄区域との関係が大きいと思われ、広域化により応募対象者の拡大が図られ、応募者数の増加による優秀な人材確保が期待できる。
- (7) 消防職員の増員は、小規模消防本部ほど、専任体制の推進等のための増員は厳しい状況にあるが、広域化により組織の拡充と財政基盤の強化が図られ、必要最小限の増員により、財政的負担を緩和することが期待できる。
- (8) 消防職員の高年齢化は、消防活動に直接的な影響を及ぼすため、職員の適正な配置、資機材の軽量化及び人事交流による組織の若返り等の高年齢化対策に早急な取組が必要であるが、小規模消防本部の場合、円滑な人事異動や中高年層の職員に適したポストの確保が難しい状況にあるので、広域化により組織を拡大することで、職員の適正配置や人事交流の促進などが有効に機能することが期待できる。
- (9) 消防職員の昇任については、小規模消防本部は組織が小さく職員数が少なく、昇任やポストの問題を組織内で解決することは困難な状況にあるので、広域化により組織を拡大することで解決策になると考えられる。
- (10) 消防職員の勤務状況については、小規模消防本部は兼務率が高く専任化を進めにくい状況にあり、また、十分な教育、研修が受けられる状況にないことから、現状のままでは消防業務の遂行に支障を来し、消防の住民サービスの低下を招くおそれがある。  
広域化により効率的な人員配置を行い、職員の専任化や職員の資質向上を図ることで、住民サービスの向上が期待できる。